

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 4 年 6 月 29 日

大分県知事 殿



提出者

住 所 大分県豊後大野市大野町藤北1269番地
氏 名 株式会社 三宮組
代表取締役 三宮 孝則
電話番号 0974-34-2233

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 三宮組
事業場の所在地	大分県豊後大野市大野町藤北1269番地
計画期間	令和4年 4月 1日～令和5年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	26,023万円 (税抜)
③従業員数	9人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排 出 量	— t	— t
① 現状	(これまでに実施した取組) ・代替型枠工法の採用等 ・搬入資機材の梱包材料の削減 ・排出現場での分別の実施（廃プラスチック類・紙くず） ・余剰材の回収（木くず等）		
② 計画	【目標】 産業廃棄物の種類 別紙3のとおり 排 出 量 — t — t (今後実施する予定の取組) ・上記、現状の取組を維持する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・コンクリートがらは有筋、無筋に分別。 ・木くずは枝葉、根株に分別。 ・分別が困難な場合は処理業者に選別を委託する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記、現状の取組を維持する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】				
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり				
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t		— t		
(これまでに実施した取組)						
・特に実施していない。						
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり				
② 計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t		— t		
	(今後実施する予定の取組)					
・実施予定なし。						

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】				
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり				
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t		— t		
① 現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t		— t		
	(これまでに実施した取組)					
・特に実施していない。						
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり				
② 計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t		— t		
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t		— t		
(今後実施する予定の取組)						
・実施予定なし。						

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
・特に実施していない。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
・実施予定なし。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
・委託基準に従って、委託契約を行うとともに、 適正に処理されていることをマニフェスト等で確認している。			

(第5面)

		【目標】	
		産業廃棄物の種類	別紙3のとおり
②計画	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り優良認定処理業者へ処理を委託する。 ・再生利用、熱回収可能な廃棄物は、可能な限り再生利用業者又は熱回収業者へ処理を委託する。 			
※事務処理欄			

別紙1 産業廃棄物の一連の処理の工程

■建設工事（土木工事及び解体工事）

①廃プラスチック類

中間処理業者に委託して、破碎後、安定型最終処分場に埋立処分

②紙くず

中間処理業者に委託して、製紙や燃料用の原材料として再資源化

③纖維くず類

中間処理業者に委託して、焼却後、管理型最終処分場に埋立処分

④木くず・枝・葉等（再生利用）

中間処理業者に再資源化処理を委託して、チップ化し、合板や燃料用の原材料として再資源化
伐採材等の生木は、チップ化し、製紙・合板・堆肥用として再資源化

⑤金属くず

中間処理業者に委託して、破碎後、再資源化

⑥ガラス・陶磁器くず

中間処理業者に委託して、破碎後、安定型最終処分場に埋立処分

⑦廃石膏ボード

中間処理業者に委託して、破碎後、管理型最終処分場に埋立処分

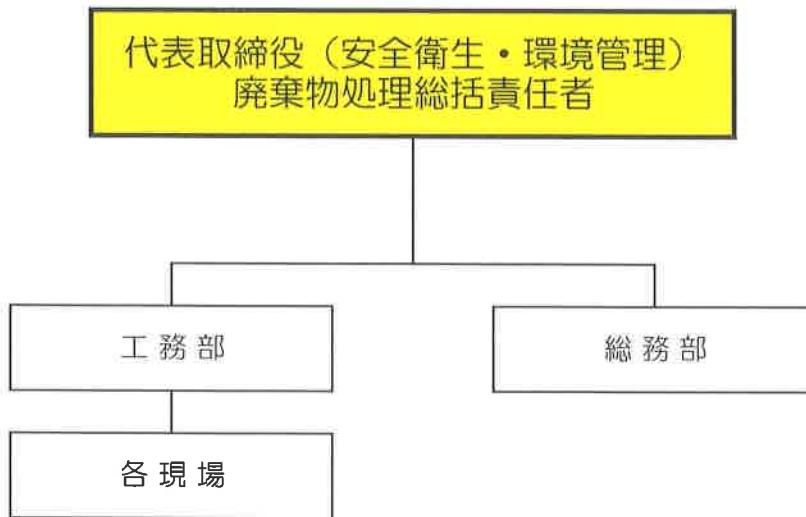
⑧がれき類（アスファルト・コンクリート破片）

再生利用業者に再資源化処理業者に委託して、再生碎石や再生路盤材として再資源化

以上

別紙 2

■管理体制図



別紙 3

産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状：前年度（令和3年度）実績量
計画：今年度（令和4年度）計画量（目標）

単位：トン/年

産業廃棄物の種類	排出の抑制に関する事項	自ら行う再生利用に関する事項						自ら行う埋立処分又は海浜投入処分に関する事項						処理委託に関する事項			
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
排出量	自ら再生利用を（行つた） 産業廃棄物の量	自ら熱回収を（行つた） 産業廃棄物の量	自ら中間処理により (減量した) 廃棄物の量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用処理業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熟回収を行ふ業者への処理委託量									
廃プラスチック類	20.2	1.5	—	—	—	—	—	20.2	1.5	0.83	1.5	—	—	—	—	—	—
紙くず	0.53	0.5	—	—	—	—	—	—	—	0.53	0.5	0.02	0.5	—	—	—	—
繊維くず類	5.3	5.0	—	—	—	—	—	—	—	5.3	5	—	—	—	—	—	—
木くず・枝・葉等	257.34	250	—	—	—	—	—	—	—	257.34	250	0.03	50	257.31	200	—	—
金属くず	148.64	145	—	—	—	—	—	—	—	148.64	145	—	—	148.64	145	—	—
ガラス・陶磁器くず	11.55	10	—	—	—	—	—	—	—	11.55	10	11.55	10	—	—	—	—
磨石磨ボード	19.7	15	—	—	—	—	—	—	—	19.7	15	—	—	—	—	—	—
がれき類	7,642.42	1,000	—	—	—	—	—	—	—	7,642.42	1,000	65.47	200	7,576.95	800	—	—
合 計	8,105.68	1,427.00	0	0	0	0	0	8,105.68	1,427.00	779	262	7,982.90	1,145.00	0	0	0	0